

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県専門医研修資金貸与条例（令和二年福岡県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定診療科)

第三条 条例第二条第一号に規定する規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

- 一 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。以下同じ。）
- 二 小児科

(専門研修)

第四条 条例第二条第二号に規定する規則で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人日本専門医機構（以下この条において「機構」という。）が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムに基づく研修（特定診療科に係るものに限る。）

- 二 その他知事が適当と認める研修

(指定勤務の病院又は診療所)

第五条 条例第二条第四号に規定する規則で定める病院又は診療所は、次のとおりとする。

- 一 産科においては、県内の周産期母子医療センター
- 二 小児科においては、福岡県医師確保計画で定める県内の小児科の相対的医師少数区域において小児科を標榜する病院又は診療所

(業務従事期間)

第六条 条例第二条第六号に規定する業務従事期間は、指定勤務を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停

職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除して計算するものとする。

(貸与の対象外となる者)

第七条 条例第三条第一号において除くものとする規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学を卒業した者
- 二 福岡県地域医療医師奨学金条例（平成二十二年福岡県条例第六号）に基づく奨学金又は本県以外の地方公共団体による同種の奨学金の貸与を受けた者

(貸与の額)

第八条 条例第四条第一項に規定する規則で定める額は、月額十五万円とする。

(研修資金の交付)

第九条 研修資金は、年四回次の表に定める日までに、送金により交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

区分	交付月分	交付月日
第一回	四・五・六月分	五月十五日
第二回	七・八・九月份	八月十五日
第三回	十・十一・十二月份	十一月十五日
第四回	一・二・三月份	二月十五日

(貸与の申請)

第十条 条例第五条第一項に規定する申請をしようとする者は、福岡県専門医研修資金貸与申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第二項の医師免許証の写し
- 二 医師法第十六条の四第二項の臨床研修修了登録証の写し
- 三 受けている専門研修を実施している基幹施設の開設者又は専門研修プログラム統括責任者の推薦調書（様式第二号）

(貸与の決定)

第十一条 知事は、条例第五条第二項の規定により研修資金の貸与の適否を決定したときは、福岡県専門医研修資金貸与承認通知書（様式第三号）又は福岡県専門

医研修資金貸与不承認通知書（様式第四号）により当該申請者に通知するものとする。

（貸与契約）

第十二条 研修資金の貸与についての契約は、福岡県専門医研修資金貸与契約書（様式第五号）により締結するものとする。

（連帯保証人）

第十三条 条例第六条に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 独立の生計を営む成年であること。
- 二 この研修資金について、他に保証していないこと。
- 2 被貸与者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに代わりの連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 第一項の要件に該当しなくなったとき。
 - 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 その他知事が連帯保証人として適当でなくなったと認めたととき。

（貸与の中止等）

第十四条 知事は、条例第七条第一項の規定により研修資金の貸与を中止したときは、福岡県専門医研修資金貸与中止決定書（様式第六号）により被貸与者（同条第一項第一号に該当し貸与を中止した場合にあっては、連帯保証人）に通知するものとする。

2 知事は、条例第七条第二項の規定により研修資金の貸与を停止したときは、福岡県専門医研修資金貸与停止決定書（様式第七号）により被貸与者に通知するものとする。

（貸与再開の申請等）

第十五条 条例第七条第二項の規定により研修資金の貸与を停止された者は、停止の事由が消滅したときは、福岡県専門医研修資金貸与再開申請書（様式第八号）に当該事由の消滅を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、研修資金の貸与の再開の適否を決定し、福岡県専門医研修資金貸与再開承認通知書（様式第九号）又は福岡県専門医研修資金貸与再開不承認通知書（様式第十号）により当該申請者に通知するものとする。

(貸与の終了)

第十六条 知事は、研修資金の貸与が終了したときは、被貸与者に、当該貸与を受けた者が返還すべき額を通知するものとする。

(返還方法)

第十七条 条例第八条ただし書に規定する返還は、年賦の均等払方式により、貸与が終了した日、条例第七条第一項の規定により貸与が中止された日、条例第十条に規定する返還債務の履行を猶予された期間が終了した日又は第十九条第五項の規定により返還債務の履行を中止された日(以下「貸与等終了日」という。)の翌日から起算して三年以内に行うものとする。

2 条例第八条ただし書に規定するやむを得ない理由がある場合の返還をしようとする被貸与者は、貸与等終了日の翌日から起算して十五日以内に福岡県専門医研修資金返還方法承認申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請があつたときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還方法承認通知書(様式第十二号)又は福岡県専門医研修資金返還方法不承認通知書(様式第十三号)により当該申請者に通知するものとする。

(利息等の計算)

第十八条 条例第九条に規定する利息及び延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

2 条例第九条に規定する利息及び延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てるものとする。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第十九条 条例第十条に規定する返還債務の履行の猶予を受けようとする者又は受けている猶予の事由を変更しようとする者は、当該事由が生じた日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)申請書(様式第十四号)に当該事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があつたときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)承認通知書(様式第十五号)又は福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)不承認通知書(様式第十六号)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第十条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されて

いる者は、当該猶予期間中に指定勤務を行う病院又は診療所を変更したときは、当該変更をした日の翌日から起算して十五日以内に、指定勤務先変更届（様式第十七号）に当該変更の事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならぬ。

4 条例第十条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、指定勤務を行っている病院又は診療所の就労証明書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

5 条例第十条の規定により返還債務の履行を猶予された者が同条各号に掲げる事由に該当しなくなったと認められるときは、知事は、同条に規定する返還債務の履行の猶予を中止し、福岡県専門医研修資金返還猶予中止決定書（様式第十九号）により当該返還債務の履行を猶予されている者に通知するものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第二十条 条例第十一条に規定する返還債務の当然免除又は条例第十二条に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、当該免除の事由が発生した日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金返還免除申請書（様式第二十号）に当該免除の事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還免除承認通知書（様式第二十一号）又は福岡県専門医研修資金返還免除不承認通知書（様式第二十二号）により当該申請者に通知するものとする。

（届出等）

第二十一条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金貸与辞退届（様式第二十三号）又は福岡県専門医研修資金貸与停止届（様式第二十四号）に当該事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

- 一 専門研修を中止したとき。
- 二 研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 三 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなったとき。
- 四 専門研修を休止したとき。
- 五 受けている専門研修が三十日以上の間、県外の病院又は診療所で実施されるるとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な

事項として知事が別に定めるものに変更があつたときは、福岡県専門医研修資金変更届出書（様式第二十五号）に当該変更を証する書類を添付して、知事に届け出なければならぬ。

3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第二十六号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならぬ。

4 被貸与者は、研修資金の貸与期間中、毎年四月三十日までに、専門研修を行っている病院又は診療所の就労証明書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

（指定勤務の中断の届出）

第二十二條 被貸与者は、条例第十一条第一号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により指定勤務を行うことができない期間（以下この条において「指定勤務中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、指定勤務を行うことができない理由を証する書類を添えて、指定勤務中断届出書（様式第二十七号）を知事に提出しなければならない。指定勤務中断期間を変更する場合も同様とする。

（補則）

第二十三條 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。